随　意　契　約　理　由　書

工事（業務）番号	―		
工事（業務）名	基幹系情報システムクラウドサービス利用（２０業務以外）		
履行場所	鳥栖市宿町		
工事（業務）概要	標準化２０業務を除く基幹系情報システムクラウドサービスの利用		
履行期間	令和8年8月1日　～　令和9年3月31日		
契約年月日	令和8年7月15日	契約金額 （税込）	¥17,937,920
契約の相手方の商号又は名称・住所	行政システム九州株式会社 中九州支店 佐賀県　鳥栖市　宿町１０４１－３		
契約の相手方の選定理由	本業務は、標準化２０業務を除いた基幹系システムの運用である。当該業者の現行システムにて標準化２０業務を除く基幹系システムを運用しており、当該業者の独自仕様に基づいた設計・構築により、高度な設定管理や障害発生時の迅速な原因特定、基幹系システムへの影響を最小限に抑えた復旧が他業者では困難であるため、当該業者に限定される。		
根拠規定	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号による随意契約		

随 意 契 約 理 由 書

工事（業務）番号	－		
工事（業務）名	標準化２０業務システムクラウドサービス利用		
履行場所	鳥栖市宿町		
工事（業務）概要	標準化２０業務システムクラウドサービスの利用		
履行期間	令和8年8月1日　～　令和9年3月31日		
契約年月日	令和8年7月15日	契約金額 （税込）	¥47,476,000
契約の相手方の商号又は名称・住所	行政システム九州株式会社 中九州支店 佐賀県　鳥栖市　宿町１０４１－３		
契約の相手方の選定理由	本業務は本市標準化２０業務の基幹系システムの運用である。基幹系システムは当該業者の現行システムから、標準仕様書に対応したシステム改修を行っており、当該業者でなければ障害発生時の迅速な原因特定、基幹系システムへの影響を最小限に抑えた復旧が不可能であるため、当該業者に限定される。		
根拠規定	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号による随意契約		

随 意 契 約 理 由 書

工事（業務）番号	－		
工事（業務）名	帳票アウトソーシングサービス利用業務		
履行場所	鳥栖市宿町		
工事（業務）概要	帳票アウトソーシングサービスの利用		
履行期間	令和8年8月1日　～　令和9年3月31日		
契約年月日	令和8年7月15日	契約金額 （税込）	¥21,542,000
契約の相手方の商号又は名称・住所	行政システム九州株式会社 中九州支店 佐賀県　鳥栖市　宿町１０４１－３		
契約の相手方の選定理由	本業務は、今回標準準拠システムへ移行された基幹系システムから生成される帳票に基づき、特殊な印刷・後処理を完結させるものである。データの構造と、物理的な印刷・封入工程は、仕様の整合性を保ちつつ一連のプロセスとして連動させる必要があり、工程を分離・分割することは、仕様の不適合や処理の遅延を招く恐れがあるため、当該業者に限定されると共に、当該システムの仕様が刷新されたため、改めて委託するものである。		
根拠規定	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号による随意契約		

随 意 契 約 理 由 書

工事（業務）番号	－		
工事（業務）名	アプリケーション運用支援委託業務		
履行場所	鳥栖市宿町		
工事（業務）概要	基幹系システムアプリケーションの運用支援		
履行期間	令和8年8月1日　～　令和9年3月31日		
契約年月日	令和8年7月15日	契約金額 （税込）	¥16,315,200
契約の相手方の 商号又は名称・住所	行政システム九州株式会社 中九州支店 佐賀県　鳥栖市　宿町１０４１－３		
契約の相手方 の選定理由	本業務は、本市の基幹業務システムに対する運用支援業務である。今回の標準準拠システムへの移行にあたり、当該システムを設計・構築した事業者でなければ、基幹系システムの仕様に基づいた高度な設定変更や運用管理を行うため、仕様の不適合や処理の遅延を招く恐れがあることから、当該業者に限定される。		
根拠規定	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号による随意契約		

随 意 契 約 理 由 書

工事（業務）番号	－		
工事（業務）名	ガバメントクラウドネットワーク運用管理補助委託業務（その２）		
履行場所	鳥栖市宿町		
工事（業務）概要	ガバメントクラウドネットワークの運用及び管理・補助を行うもの		
履行期間	令和8年8月1日　～　令和9年3月31日		
契約年月日	令和8年7月15日	契約金額 （税込）	¥6,160,000
契約の相手方の商号又は名称・住所	行政システム九州株式会社 中九州支店 佐賀県　鳥栖市　宿町１０４１－３		
契約の相手方の選定理由	本業務は鳥栖クラウドサービスセンターから、ガバメントクラウドまでのネットワーク運用管理を行う。基幹系システムをガバメントクラウド上で運用するようになり、当該ネットワークを構成を設計・構築した事業者でなければ、高度な設定管理や、障害発生時の迅速な原因特定、基幹システムへの影響を最小限に抑えた復旧が不可能であるため、当該業者に限定される。		
根拠規定	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号による随意契約		

随 意 契 約 理 由 書

工事（業務）番号	－		
工事（業務）名	ガバメントクラウド運用管理補助委託業務		
履行場所	鳥栖市宿町		
工事（業務）概要	ガバメントクラウドの運用管理補助		
履行期間	令和8年8月1日　～　令和9年3月31日		
契約年月日	令和8年7月15日	契約金額 （税込）	¥7,884,800
契約の相手方の 商号又は名称・住所	行政システム九州株式会社 中九州支店 佐賀県　鳥栖市　宿町１０４１－３		
契約の相手方 の選定理由	本業務は本市基幹系システムのガバメントクラウド運用管理補助業務である。標準仕様に移行した基幹系システムをガバメントクラウド上で運用するようになり、当該構成を設計・構築した事業者でなければ、高度な設定管理や、障害発生時の迅速な原因特定、他の基幹システムへの影響を最小限に抑えた復旧が不可能であるため、当該業者に限定される。		
根拠規定	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号による随意契約		

随 意 契 約 理 由 書

工事（業務）番号	－		
工事（業務）名	滞納管理システムLEVY３ガバメントクラウド運用管理補助業務		
履行場所	鳥栖市宿町		
工事（業務）概要	滞納管理システムLEVY3ガバメントクラウドネットワークの運用及び管理・補助を行うもの		
履行期間	令和8年8月1日　～　令和9年3月31日		
契約年月日	令和8年7月15日	契約金額 （税込）	¥1,056,000
契約の相手方の商号又は名称・住所	西鉄情報システム株式会社 福岡県　福岡市博多区　千代４－１－３３		
契約の相手方の選定理由	本業務は滞納管理システムLEVY３のガバメントクラウド運用管理補助業務である。標準仕様に移行した滞納管理システムLEVY３のデータをガバメントクラウド上で運用するようになり、当該構成を設計・構築した事業者でなければ、高度な設定管理や、障害発生時の迅速な原因特定、他の基幹システムへの影響を最小限に抑えた復旧が不可能であるため、当該業者に限定される。		
根拠規定	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号による随意契約		

随　意　契　約　理　由　書

工事（業務）番号	－		
工事（業務）名	鳥栖市公共防犯カメラ設置業務		
履行場所	鳥栖市内一円		
工事（業務）概要	防犯カメラ及び付属機器の設置及びネットワーク化（遠隔操作）に伴う管理システムの構築		
履行期間	令和8年7月16日　～　令和9年3月19日		
契約年月日	7月15日	契約金額 （税込）	¥29,150,000
契約の相手方の商号又は名称・住所	株式会社アストエンジ 大阪府　大阪市城東区　永田３－９－１０		
契約の相手方の選定理由	本業務は、防犯カメラ及び付属機器の設置とともに、効率的な運用を図るためにネットワーク化（遠隔操作）に伴う管理システムの構築を行うものである。機器設置後のシステム管理及び通信など適正な維持管理と負担軽減を加味した事業者選定が必要であり、市内外に幅広く事業者の参加を求め、本市に最適な機器及び管理システムを提案してもらうことが望ましいことから、公募型プロポーザルを実施した。 同プロポーザルにおいて、各社の提案をプロポーザル選定委員会にて審査した結果、株式会社アストエンジが優先交渉権者として特定された。 今般、同社と地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定による随意契約に係る協議が整ったため、契約を締結するものである。		
根拠規定	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号による随意契約		

随　意　契　約　理　由　書

工事（業務）番号	鳥政第3540号		
工事（業務）名	ユニホーム広告掲出（SAGA久光スプリングス）業務		
履行場所	鳥栖市藤木町ほか		
工事（業務）概要	2026-2027シーズンのSAGA久光スプリングスにおけるオフィシャルパートナー協賛（ユニホーム等への広告掲出）		
履行期間	令和８年８月１日　～　令和９年７月３１日		
契約年月日	令和8年7月31日	契約金額 （税込）	20,000,000円
契約の相手方の 商号又は名称・住所	SAGA久光スプリングス株式会社 佐賀県　鳥栖市　藤木町　２４６１		
契約の相手方 の選定理由	SAGA久光スプリングスは鳥栖市をホームタウンとするSVリーグ女子チームであり、そのユニフォーム等への市名掲出による広告効果は、同チームの媒体によってのみ得られ、他に代替できない。当該媒体への広告掲出権は運営会社であるSAGA久光スプリングス株式会社が専有しており、第三者が掲出することは権利上不可能である。よって目的物の供給者は同社に限られ、競争入札に付す実益がないため、第２号を適用する。		
根拠規定	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号による随意契約		

随　意　契　約　理　由　書

工事（業務）番号	鳥政第3510号		
工事（業務）名	ユニホーム広告掲出（サガン鳥栖）業務		
履行場所	鳥栖市京町ほか		
工事（業務）概要	2026-2027シーズンのサガン鳥栖トップチームにおけるユニフォーム広告の掲出		
履行期間	令和８年８月１日　～　令和９年７月３１日		
契約年月日	令和8年7月31日	契約金額（税込）	20,000,000円
契約の相手方の商号又は名称・住所	株式会社サガン・ドリームス 佐賀県　鳥栖市　京町　８１２		
契約の相手方の選定理由	サガン鳥栖は鳥栖市をホームタウンとするＪリーグクラブであり、そのユニフォーム等への市名掲出による広告効果は、同クラブの媒体によってのみ得られ、他に代替できない。当該媒体への広告掲出権は運営会社である株式会社サガン・ドリームスが専有しており、第三者が掲出することは権利上不可能である。よって目的物の供給者は同社に限られ、競争入札に付す実益がないため、第２号を適用する。		
根拠規定	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号による随意契約		

随　意　契　約　理　由　書

工事（業務）番号	鳥市第７２３０号		
工事（業務）名	鳥栖市窓口業務支援システム後方連携構築業務		
履行場所	鳥栖市宿町		
工事（業務）概要	鳥栖市窓口業務支援システムにおける、異動届書の作成データ出力作業。		
履行期間	令和７年８月２１日　～　令和８年３月２０日		
契約年月日	令和7年8月20日	契約金額 （税込）	1,958,000円
契約の相手方の商号又は名称・住所	富士フイルムシステムサービス株式会社　公共事業本部　西日本支店 福岡県　福岡市博多区　博多駅東２－１４－１		
契約の相手方の選定理由	異動受付支援システムの納入業者であるため。		
根拠規定	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号による随意契約		

随　意　契　約　理　由　書

工事（業務）番号	－		
工事（業務）名	令和８年度　鳥栖市嘱託員研修委託		
履行場所	鳥栖市宿町　他		
工事（業務）概要	鳥栖市嘱託員の研修		
履行期間	令和８年９月１日　～　令和９年２月２６日		
契約年月日	令和8年8月31日	契約金額 （税込）	1,147,500
契約の相手方の 商号又は名称・住所	鳥栖市嘱託員連絡会　会長　鈴木　正美 佐賀県鳥栖市布津原町８８		
契約の相手方 の選定理由	本業務は、市が地域における広報文書の配布その他の事務を委託している嘱託員に対し、当該事務の適正かつ円滑な履行に必要な知識の取得及び相互の連携の形成を図るため、市内８地区それぞれにおいて研修を実施するものである。本業務の履行には、市内全地区の嘱託員を構成員とし、地区単位での実施体制を有していることが不可欠であるところ、これを満たす団体は鳥栖市嘱託員連絡会のほかに存しない。一般の研修事業者は、地区ごとの嘱託員の招集及び地区の実情に応じた研修の企画を行い得ず、本業務の目的を達成することができない。よって、その性質又は目的が競争入札に適しないものと認め、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号により随意契約を締結するものである。		
根拠規定	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号による随意契約		

随　意　契　約　理　由　書

工事（業務）番号	－		
工事（業務）名	公金収納デジタル化対応に伴う改修業務		
履行場所	鳥栖市宿町		
工事（業務）概要	公金収納デジタル化対応に伴う改修業務		
履行期間	令和8年9月24日　～　令和9年3月31日		
契約年月日	令和8年9月18日	契約金額 （税込）	¥4,499,000
契約の相手方の 商号又は名称・住所	ＩＣＴコンストラクション株式会社 福岡県　福岡市博多区　冷泉町５－３５		
契約の相手方 の選定理由	本業務は、現行の財務会計システムに対し、公金収納のデジタル化に伴う機能改修を行うものである。現行のシステムは当該業者が保守を行っており、システムの構成や本市の運用を詳細に把握している。他社による改修は、データの整合性やシステムの安定稼働を損なう恐れがあり、不具合発生時においても原因特定や復旧が困難となるため、当該業者に限定される。		
根拠規定	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号による随意契約		

随　意　契　約　理　由　書

工事（業務）番号	鳥こ第１５０００号		
工事（業務）名	ひとり親家庭等医療費助成制度改正対応に伴うシステム改修業務		
履　行　場　所	鳥栖市宿町		
工事（業務）概要	ひとり親家庭等医療費助成事業の助成方法について、償還払い方式から現物給付方式へ移行することに伴い、データ連携等機能等を追加するシステム改修を行う。		
履　行　期　間	令和８年１０月１日～令和８年１１月３０日		
契　約　年　月　日	令和８年９月３０日	契　約　金　額 （税込）	３，３００，０００円
契約の相手方の商号又は名称・住所	鳥栖市宿町１０４１番地３ 行政システム九州株式会社中九州支店		
契約の相手方の選定理由	本市では、株式会社行政システム九州が提供する福祉総合システムにより、ひとり親家庭等医療費助成を行っている。 令和８年１１月から、ひとり親家庭等医療費助成事業の助成方法について、これまでの窓口での償還払い方式から、県内全市町が現物給付方式へ移行することが決定している。 現物給付化に伴い、自己負担額の変更、受給資格証の仕様変更、国民健康保険団体連合会等と審査支払に関する新たなデータ連携機能の追加等が必要になる。 本システムは、同社によって提供されたパッケージソフトであり、今回の機能追加は、既存システムのデータベース構造や中核プログラムに直接変更を加えるものであり、同社以外の者が改修を行うことは、システムの構造上不可能である。 以上のことから、本業務の性質上、特定の業者以外との契約では目的を達せられないため、同社と随意契約を締結するものである。		
根　拠　規　定	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号による		